

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
新旧対照条文 目次

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）	【平成三十年四月一日施行】	1
○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）（第二条関係）	【平成三十年四月一日施行】	12
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	15
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	16
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	17
○ 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）（抄）（第三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	18
○ 関係）【平成三十年四月一日施行】		
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	19
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第五条関係）	【平成三十年四月一日施行】	34
○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第二百八十五号）（抄）（第六条関係）	【平成三十年四月一日施行】	36
○ 老人福祉法施行令（昭和三十八年政令第二百四十七号）（抄）（第七条関係）	【平成三十年四月一日施行】	37
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第八条関係）	【平成三十年四月一日施行】	39
○ 三十年四月一日施行】		
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第九条関係）	【平成三十年四月一日施行】	41
○ 行】 ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百五十五号）（抄）（第十条関係）	【平成三十年四月一日施行】	41
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第十一条関係）	【平成三十年四月一日施行】	61
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第十二条関係）	【平成三十年四月一日施行】	60
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第十三条関係）	【平成三十年四月一日施行】	68
○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第十四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	89
○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	90
○ 十年四月一日施行】		90
○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第十四条関係）	【平成三十年四月一日施行】	92
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第十五条関係）	【平成三十年四月一日施行】	94
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第十五条関係）	【平成三十年四月一日施行】	96

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第十六条関係）【平成三十年四月一日施行】
- 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第十七条関係）【平成三十年四月一日施行】
- 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第十八条関係）【平成三十年四月一日施行】
- 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第十九条関係）【平成三十年四月一日施行】
- 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第二十条関係）【平成三十年四月一日施行】
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）（抄）（第二十一条関係）【平成三十年四月一日施行】
- 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第二十二条関係）【平成三十年四月一日施行】

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行																																																																																																
目次	目次	目次	目次	目次																																																																																																
<table border="1"> <tr> <td>第一章 総則（第一条—第四条）</td> <td>第一章 総則（第一条—第四条）</td> <td>第一章 総則（第一条—第四条）</td> <td>第一章 総則（第一条—第四条）</td> <td>第一章 総則（第一条—第四条）</td> </tr> <tr> <td>第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）</td> <td>第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）</td> <td>第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）</td> <td>第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）</td> <td>第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）</td> </tr> <tr> <td>第三章 保険給付</td> <td>第三章 保険給付</td> <td>第三章 保険給付</td> <td>第三章 保険給付</td> <td>第三章 保険給付</td> </tr> <tr> <td>第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）</td> <td>第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）</td> <td>第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）</td> <td>第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）</td> <td>第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）</td> </tr> <tr> <td>第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）</td> <td>第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）</td> <td>第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）</td> <td>第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）</td> <td>第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）</td> </tr> <tr> <td>第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）</td> <td>第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）</td> <td>第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）</td> <td>第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）</td> <td>第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）</td> </tr> <tr> <td>第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）</td> <td>第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）</td> <td>第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）</td> <td>第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）</td> <td>第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）</td> </tr> <tr> <td>第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）</td> <td>第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）</td> <td>第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）</td> <td>第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）</td> <td>第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）</td> </tr> <tr> <td>第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）</td> <td>第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）</td> <td>第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）</td> <td>第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）</td> <td>第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）</td> </tr> <tr> <td>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</td> <td>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</td> <td>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</td> <td>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</td> <td>第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</td> </tr> <tr> <td>第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）</td> <td>第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）</td> <td>第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）</td> <td>第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）</td> <td>第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）</td> </tr> <tr> <td>第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）</td> <td>第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）</td> <td>第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）</td> <td>第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）</td> <td>第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）</td> </tr> <tr> <td>第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）</td> <td>第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）</td> <td>第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）</td> <td>第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）</td> <td>第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）</td> </tr> <tr> <td>第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）</td> <td>第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）</td> <td>第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）</td> <td>第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）</td> <td>第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）</td> </tr> <tr> <td>第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）</td> <td>第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）</td> <td>第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）</td> <td>第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）</td> <td>第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）</td> </tr> <tr> <td>第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）</td> <td>第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）</td> <td>第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）</td> <td>第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）</td> <td>第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）</td> </tr> <tr> <td>第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）</td> <td>第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）</td> <td>第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）</td> <td>第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）</td> <td>第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）</td> </tr> <tr> <td>第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）</td> <td>第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）</td> <td>第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）</td> <td>第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）</td> <td>第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）</td> </tr> <tr> <td>第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）</td> <td>第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）</td> <td>第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）</td> <td>第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）</td> <td>第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）</td> </tr> <tr> <td>第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）</td> <td>第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）</td> <td>第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）</td> <td>第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）</td> <td>第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）</td> </tr> </table>	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）	第三章 保険給付	第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）	第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）	第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）	第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）	第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）	第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）	第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）	第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）	第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）	第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）	第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）	第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）	第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）	第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）																																																																												
第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）	第一章 総則（第一条—第四条）																																																																																																
第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）	第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）	第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）	第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）	第二章 介護認定審査会（第五条—第十条）																																																																																																
第三章 保険給付	第三章 保険給付	第三章 保険給付	第三章 保険給付	第三章 保険給付																																																																																																
第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）	第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）	第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）	第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）	第一節 他の法令による給付との調整（第十一条）																																																																																																
第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）	第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）	第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）	第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）	第二節 指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定（第十一条の二—第十一条の十一）																																																																																																
第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）	第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）	第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）	第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）	第三節 認定（第十一条の十二—第十四条）																																																																																																
第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）	第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）	第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）	第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）	第四節 介護給付（第十五条—第二十二条の五）																																																																																																
第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）	第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）	第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）	第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）	第五節 予防給付（第二十三条—第二十九条の五）																																																																																																
第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）	第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）	第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）	第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）	第六節 保険給付の制限等（第三十条—第三十五条）																																																																																																
第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設																																																																																																
第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）	第一節 通則（第三十五条の二—第三十五条の十四）																																																																																																
第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）	第二節 介護支援専門員（第三十五条の十五・第三十五条の十六）																																																																																																
第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）	第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）	第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）	第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）	第三節 介護老人保健施設（第三十六条・第三十七条）																																																																																																
第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）	第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）	第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）	第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）	第四節 介護医療院（第三十七条の二・第三十七条の二の二）																																																																																																
第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）	第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）	第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）	第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）	第五節 介護サービス情報の公表（第三十七条の二の三—第三十七条の十二）																																																																																																
第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）	第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）	第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）	第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）	第五章 地域支援事業（第三十七条の十三—第三十七条の十六）																																																																																																
第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）	第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）	第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）	第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）	第六章 保険料（第三十八条—第四十五条の七）																																																																																																
第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）	第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）	第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）	第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）	第七章 審査請求（第四十六条—第五十一条）																																																																																																
第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）	第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）	第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）	第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）	第八章 雜則（第五十一条の二・第五十一条の三）																																																																																																
第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）	第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）	第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）	第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）	第九章 施行法の経過措置に関する規定（第五十二条—第五十九条）																																																																																																

附則

(特定疾病)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。）

二 関節リウマチ

筋萎縮性側索硬化症

四 後縦靭帶骨化症

骨折を伴う骨粗鬆症

六 初老期における認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）

七 進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病

八 脊髓小脳変性症

脊柱管狭窄症

十 早老症

多系統萎縮症

十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

十三 脳血管疾患

閉塞性動脈硬化症

慢性閉塞性肺疾患

十六 兩側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(法第八条第二項の政令で定める者)

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
○ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の

附則

(特定疾病)

第二条 法第七条第三項第二号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

一 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。）

二 関節リウマチ

筋萎縮性側索硬化症

四 後縦靭帶骨化症

骨折を伴う骨粗鬆症

六 初老期における認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）

七 進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病

八 脊髓小脳変性症

脊柱管狭窄症

十 早老症

多系統萎縮症

十二 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

十三 脳血管疾患

閉塞性動脈硬化症

慢性閉塞性肺疾患

十六 兩側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

(法第八条第二項の政令で定める者)

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養

二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。)以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。)

○ 当該介護員養成研修事業者

二 居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二項に規定する居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

2 前項第一号ロの事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一・二 (略)

3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第一項第一号ロの指定を取り消すことができる。

4 (略)

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項

成修修了者」という。)とする。

一 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

二 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。)当該介護員養成研修事業者

2 前項第二号の事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一・二 (略)

3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第一項第二号の指定を取り消すことができる。

4 (略)

(登録の拒否等に係る法律)

第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項

第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百五十五条の二十一及び第一百五十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第五号（法第一百八条第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百五十五条の二十一及び第一百五十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の二第二項第五号、第一百五十五条の十二第二項第五号及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

二十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
二十二～二十八（略）

二十一～二十　（略）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

(労働に関する法律の規定)

第三十五条の三 法第七十条第二項第五号の二（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号の二（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号の二（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号の二（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条の二（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第六号（法第一百八条第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号の二、第一百十五条の十二第二項第五号の二及び第一百十五条の二十二第

(労働に関する法律の規定)

第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号の二（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号の二（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号の二、第一百十五条の十二第二項第五号の二及び第一百十五条の二十二第二項第四号の二の労働に関する法律の規定であつて

二項第四号の二の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一（三）（略）

（指定の拒否等に係る使用人の範囲）

第三十五条の四 法第七十条第二項第六号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第十一号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第一百七条第三項第十四号（法第一百八条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用者は、申請者の使用者であつて、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者とする。

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百十四条の六第一項第九号、第一百十五条の九第一項第九号、第一百十五条の十九第十一号、第一百十五条の二十九第九号及び第一百十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（三十一）（略）

（指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え）

第三十五条の六 法第七十八条の十二の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規定	法の規定中 読み替える	読み替える字句
----	----------------	---------

政令で定めるものは、次のとおりとする。

一（三）（略）

（指定の拒否等に係る使用人の範囲）

第三十五条の四 法第七十条第二項第六号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第十一号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用者は、申請者の使用者であつて、申請者の事業所又は申請者が開設した施設を管理する者とする。

（指定の取消し等に係る法律）

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百四条第一項第九号、第一百十五条の九第一項第九号、第一百十五条の十九第十一号、第一百十五条の二十九第九号及び第一百十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（三十一）（略）

（指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読み替え）

第三十五条の六 法第七十八条の十二の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規定	法の規定中 読み替える	読み替える字句
----	----------------	---------

(略)	第七十条の二第四項	(略)	(略)
(略)	第七十八条の十二において準用する第一項	(略)	(略)

第三節 介護老人保健施設

(介護老人保健施設に関する読み替え)

第三十六条 法第百五条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規 定	医療法の 読み替える字句	規 定中 読み替える字句	規 定	医療法の 読み替えられる字句	規 定中 読み替える字句
第一項					
第十五条	歯科医師、薬剤師その他 の従業者				
第三十条		看護師、介護支援専門員 及び介護その他の業務に 従事する従業者			
第二十三条の二、第二十四条第一項、第二百二条第一項、第二百三十三条又は第二百四十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第百一条、第二十九条第一項	介護保険法第百一条、第二百二条第一項、第二百三条第一項又は第二百四条第一項	第一項	医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者	医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者

(法第百六条ただし書の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一～三十二 (略)

三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所

(略)	第七十条の二第四項	(略)	(略)
(略)	第七十八条の二において準用する第一項	(略)	(略)

第三節 介護老人保健施設

(介護老人保健施設に関する読み替え)

第三十六条 法第百五条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

規 定	医療法の 読み替える規定	規 定	医療法の 読み替えられる字句	規 定	医療法の 読み替える字句
第一項					
第十五条					
第三十条					
第二十四条第一項、第二百二条第一項、第二百三十三条又は第二百四十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第百一条、第二百二条第一項、第二百三条第一項又は第二百四条第一項	介護保険法第百一条、第二百二条第一項、第二百三条第一項又は第二百四条第一項	第一項	医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者	医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者

(法第百六条の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一～三十二

三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて当該命令を発する者が定めるもの

「一とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていないもの

2

法第百六条ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条ただし書の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
勅令及び政令以外の命令であつて、当該命令の規定において、「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされているもの	病院	当該命令を発する者が定めるもの	当該命令を発する者
診療所	当該命令を発する者が定めるもの	(略)	(略)

第四節 介護医療院

(介護医療院に関する読み替え)

第三十七条の二 法第百十四条の八の規定による技術的読み替えは、

次の表のとおりとする。

第三十条	第一項 第五十五条	医療法の規定 読み替える規定	医療法の規定中読み替える規定
九条第一項若しくは	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十項又は第一百四条の六第一項	歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十八条又は第二十項又は第一百四条の五第三項	介護保険法第一百四十四条の三、第一百十四条の四第一項		

2 法第百六条の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それが定めるものとされる。同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
勅令及び政令以外の命令であつて、当該命令を発する者が定めるもの	病院	当該命令を発する者	当該命令を発する者
診療所	当該命令を発する者が定めるもの	(略)	(略)

(新設)

第三項

一項

(法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定等)

第三十七条の二の二 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

一 第三十七条第一項第一号、第二号及び第四号から第三十二号までに掲げる規定

二 危険物の規制に関する政令の規定

三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第十六条第一項の規定により同法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約（同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下この号において「旧簡易生命保険法」という。）第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。）についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定

四 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの

2 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同項ただし書の政令で定める介護医療院は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護医療院とする。

		令				建築基準法及び建築基準法施行		
建築士法		院	病	所	療	診	院	病
公共用飛行場周辺における航空		入所定員十九人以下		入所定員二十人以上			入所定員十九人以下	
病院	入所定員十九人以下							

機騒音による障害の防止等に関する法律及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令	機騒音対策特別措置法施行令	入所定員二十人以上
がん登録等の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律施行令	駐車場法施行令	入所定員十九人以上	入所定員十九人以下
消防法施行令	消防法施行令	入所定員十九人以下	入所定員二十人以上
瀬戸内海環境保全特別措置法施行令	水質汚濁防止法施行令	入所定員十九人以下	入所定員十九人以下
勅令及び政令以外の命令であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとさ	当該命令を定めるもの	当該命令を発する者	当該命令を定めるもの

第五節 介護サービス情報の公表

第四節 介護サービス情報の公表

(介護サービス情報の報告に関する計画等)

第三十七条の二の三 (略)

2・3 (略)

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 (略)

二 法第一百二十二条、第一百二十三条第一項及び第二項並びに第一百二十四条の規定による負担金、法第一百二十二条の規定による調整交付金、法第一百二十二条の二、法第一百二十二条の三第一項並びに法第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第一百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第一百二十七条及び第一百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第一百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るもの）の額の合算額

4 (11) (略)

(適用除外とされた者に係る住所地特例の適用に関する読み替え)

第五十二条の二 施行法第十一条第三項の規定による技術的読み替え

は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替えられる字

読み替える字句

(介護サービス情報の報告に関する計画等)

第三十七条の二 (略)

2・3 (略)

(保険料率の算定に関する基準)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 (略)

二 法第一百二十二条、第一百二十三条第一項及び第二項並びに第一百二十四条の規定による負担金、法第一百二十二条の規定による調整交付金、法第一百二十二条の二並びに法第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第一百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第一百二十七条及び第一百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第一百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るもの）の額の合算額

4 (11) (略)

(新設)

第一項	第一百三十四条	み替える規定
は第二項	第十三条第一項又	句
項	九年法律第一百二十四号 第十一条第三項の規定に より読み替えて適用する 第十三条第一項又は第二	介護保険法施行法（平成

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（自立支援等施策等の支援に関する交付金）		
第一条の四 法第百二十二条の三第一項に規定する交付金は、毎年度、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等（法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この項において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化に関する取組を行う市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組の状況に応じて交付する。	（新設）	
2 法第百二十二条の三第二項に規定する交付金は、毎年度、法第一百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業を行う都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該支援及び事業に係る取組の状況に応じて交付する。		
（財政安定化基金による交付事業）		
第六条 （略）		
2 (4) (略)		
5 前二項の基金事業対象比率（以下「基金事業対象比率」という。）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。		
一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第二十一条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。）、地域支援事業（法第二百十五条		
（財政安定化基金による交付事業）		
第六条 （略）		
2 (4) (略)		
5 前二項の基金事業対象比率（以下「基金事業対象比率」という。）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。		
一 計画期間の各年度における介護給付及び予防給付に要する費用の額（法第二十一条第二項に規定する市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該市町村につき第一条第二項の規定の例により算定した費用の額とする。以下「標準給付費額」という。）、地域支援事業（法第二百十五条		

の四十五に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。)に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額、地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額及び法第二百二十二条の三第一項の規定による交付金の額の合算額の見込額の総額を控除して得た額

6
二

(財政安定化基金による貸付事業)

第七条

前項の単年度基金事業対象収入額（以下「単年度基金事業対象収入額」という。）は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十二条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金の額、法第百二十二条の規定による調整交付金の額、法第百二十二条の二、第百二十二条の三第一項並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充るべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額

6
二

(財政安定化基金による貸付事業)

第七条

前項の単年度基金事業対象収入額（以下「単年度基金事業対象収入額」という。）は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十二条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金の額、法第百二十二条の規定による調整交付金の額、法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

の四十五に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。)に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第二百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額の合算額の見込額の総額から、計画期間の各年度における令第三十八条第三項第二号に掲げる額のうち標準給付費額及び地域支援事業に要する費用の額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の見込額の総額を控除して得た額

3
の合算額とする。
7
(略)

3
の合算額とする。
7
(略)

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p> <p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p><u>第四条</u> 平成三十六年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十条中「法第百七十三条」とあるのは「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」、法第一百七十三条と、前条の規定により読み替えられた第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「日雇拠出金」とあるのは「病床転換支援金等、日雇拠出金」とする。</p>	<p>現 行</p> <p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p><u>第四条</u> 平成三十年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十条中「法第百七十三条」とあるのは「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」、法第一百七十三条と、前条の規定により読み替えられた第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「日雇拠出金」とあるのは「病床転換支援金等、日雇拠出金」とする。</p>
---	--

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p> <p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p><u>第三十四条 平成三十六年三月三十一日までの間、第二十二条第一項中「」及び同法」とあるのは「」、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。」とあるのは「後期高齢者支援金等」という。」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）と、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。</u></p>	<p>現 行</p> <p>附 則</p> <p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p><u>第三十四条 平成三十年三月三十一日までの間、第二十二条第一項中「」及び同法」とあるのは「」、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。」とあるのは「後期高齢者支援金等」という。」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）と、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。</u></p>
---	--

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	附 則	現 行
<p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p>第五十二条の七 平成三十六年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「後期高齢者支援金等」という。」とあるのは、「後期高齢者支援金等」という。」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）と、第二十八条の二第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。</p>	<p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p>第五十二条の七 平成三十年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「後期高齢者支援金等」という。」とあるのは、「後期高齢者支援金等」という。」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）と、第二十八条の二第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。</p>	

○ 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）（抄）（第三条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第二条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の八第四項の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第二条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の八第四項の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p>
附 則	附 則

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第四条関係）【平成三十年四月一日施行】

※

「現行」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後のもの

(傍線の部分は改正部分)

		改 正 案	現 行
第二十一条の五の二 る規定	法の規定中読み替え	第二十二条の三 法第十九条の七、第二十一条の五の三十一及び第二十四条の二十二条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる る限度とする。 (表略)	第二十二条の三 法第十九条の七、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十二条の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる る限度とする。 (表略)
第二十一条の五の二 る規定	句 読み替えられる字	第二十五条の十の二 法第二十一条の五の二十第二項の規定による 技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十五条の十の二 法第二十一条の五の十九第二項の規定による 技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第二十一条の五の二 る規定	句 読み替える字句	第二十一条の五の 二十第一項の指定 障害児通所支援事 業者に係る第二十 一条の五の三第一 項の指定の変更の 申請	第二十一条の五の 十九第一項の指定 障害児通所支援事 業者に係る第二十 一条の五の三第一 項の指定の変更の 申請
第二十一条の五の二 る規定	句 読み替える字句	第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十二第二項の規定による 技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十一第二項の規定による 技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第二十一条の五の二 る規定	句 読み替える字句	第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十二第二項の規定による 技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十一第二項の規定による 技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

十二第一項	援事業者であつた者等	機関の設置者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定発達支援医療

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十四第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（六）（略）

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十四第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（三）（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（四）（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（四）（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一（三）（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは

十一第一項	援事業者であつた者等	機関の設置者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定発達支援医療

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（六）（略）

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一（三）（略）

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは

「零以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。」

一 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援（肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。次号において同じ。））を行うものに限る。）に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は、当該額とする。）

イ～ニ （略）

二 通所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十一条の五の二十九第二項に規定する肢体不自由児通所医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。）及び通所給付決定保護者が同一の月に受けた肢体不自由児通所医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額

三 （略）

第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項目	法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句
第十九条の二十第一	小児慢性特定疾病	読み替えられる字句
項目	医療費	読み替える字句

「零以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。」

一 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援（肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。次号において同じ。））を行うものに限る。）に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は、当該額とする。）

イ～ニ （略）

二 通所給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十一条の五の二十八第二項に規定する肢体不自由児通所医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は、当該額とする。）及び通所給付決定保護者が同一の月に受けた肢体不自由児通所医療に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額の合計額

三 （略）

第二十五条の十四 法第二十一条の五の二十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項目	法の規定中読み替え る規定	読み替えられる字句
第十九条の二十第一	小児慢性特定疾病	読み替えられる字句
項目	医療費	読み替える字句

第十九条の二十第三項から第五項まで	第二十一条	前条第二項の医療	小児慢性特定疾病	二十九第一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療	医療費	二十九第一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療	医療費	する第十九条の十
第二十七条の八 法第二十四条の九第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	法の規定中読み替える規定	法の規定中読み替える規定	句	読み替えられる字	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二十一条の五の十 五第三項第三号	第二十一条の五の十 五第三項第六号	第二十一条の五の十 二十一第一項	第二十一条の五の十 十九第二項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項	障害児通所支援事業所	障害児入所施設(第4十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。)	障害児入所施設(第4十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。)
第二十一条の五の十 五第三項第六号	第二十一条の五の十 二十一第一項	第二十一条の五の十 二十四第一項又は	第二十一条の五の十 二十四第一項	第二十一条の五の十 十九第二項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項
第二十四条の十七	(略)	又は	(略)	第二项	第二十四条の十二	第二十四条の十二	第二十四条の十二	第二十四条の十二
第二十一条の五の十 五第三項第六号	第二十一条の五の十 二十一第一項	第二十一条の五の十 二十四第一項又は	第二十一条の五の十 二十四第一項	第二十一条の五の十 十九第二項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項	第二十一条の五の十 十九第一項

第二十七条の十 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読替
えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の十の二 法第二十四条の十三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の十の二 法第二十四条の十三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)								

(略)								

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第

第四十五条の三 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項の規定により、児童相談所設置市が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第

二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十一第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請

二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十一条の九、第十八条の十（法第十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、法第二十一条の五の二十第一項（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による関係者相互間の連絡調整又は援助、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第九項において「障害児通所支援事業等」という。）、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、児童相談所設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、法第五十五条の規定による法第五十一条第五号の費用の負担、法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請

請求に対する裁決、法第五十六条の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の規定による質問等、法第五十七条の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

② (略)
⑦

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号口からへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号口」とあるのは「前条第一項第二号口」と、法第十三条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」と

求に対する裁決、法第五十六条の七第三項の規定による支援、法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の規定による質問等、法第五十七条の三の四第一項及び第四項の規定並びに第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第四項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、児童相談所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとする。

② (略)
⑦

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号口からへまでに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項第二号口」とあるのは「前条第一項第二号口」と、法第十三条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができ」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項(法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」と

いう。)の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号中「という。)」とあるのは「という。)又は児童相談所設置市」と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市」と、「指定都市の長」又は児童相談所設置市」の二に又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「、指定都市の長」とあるのは「指定都市の長」と、「指定都市の長」又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項(これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第五項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十四条第一項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」と、同第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内」と、「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」と、法第三十四条の九第一項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、

いう。)の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十一条の五の二十五第二項第二号中「という。)」とあるのは「という。)又は児童相談所設置市」と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、同条第三項中「又は指定都市の長」とあるのは「、指定都市の長又は児童相談所設置市」の二に、法第二十一条の五の二十六第二項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第五項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、法第二十四条第一項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」と、同第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内」と、「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」と、法第三十四条の九第一項(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、児童相談所設置市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、

法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十条第一項中「以内」に、「市町村長を経て」とあるのは「(以内)に」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「(以内)に」と、法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者(都道府県を除く。)」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」とする。

(略)

中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」とする。

(略)

とあるのは「行う者(都道府県を除く。)」と、法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十一条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市」と、法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」とする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院の開設等の計画に関する協議を行う独立行政法人等）</p> <p>第四条の六 法第七条の二第七項に規定する政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。</p> <p>2 法第七条の二第七項に規定する政令で特に定める場合は、独立行政法人労働者健康安全機構が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとする場合であつて、病院又は診療所の病床の種別ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床（病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床）の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いずれも〇・〇五以下であるときとする。</p>	<p>（病院の開設等の計画に関する協議を行う独立行政法人等）</p> <p>第四条の六 法第七条の二第八項に規定する政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。</p> <p>2 法第七条の二第八項に規定する政令で特に定める場合は、独立行政法人労働者健康安全機構が病院を開設し、若しくはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は診療所に病床を設け、若しくは診療所の病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとする場合であつて、病院又は診療所の病床の種別ごとに、当該計画が実施された後の当該計画に係る病床（病床数の増加又は病床の種別の変更に係る計画にあつては、当該計画の実施により病床の増設又は新設があつた後のその病床の種別に属する病床）の利用者の見込数で、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもの以外の利用者の見込数を除して得た数が、いずれも〇・〇五以下であるときとする。</p>
<p>（実施計画の認定の取消し等）</p> <p>第五条の五の六 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、</p>	<p>（実施計画の認定の取消し等）</p> <p>第五条の五の六 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、</p>

その認定を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。次号において同じ。）の経営に充てないとき。

六 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障を来すと認めるととき。

七・八 (略)

2 (4) (略)

その認定を取り消すことができる。

一〇四 (略)

五 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。次号において同じ。）の経営に充てないとき。

六 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障を来すと認めるととき。

七・八 (略)

2 (4) (略)

○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）（第六条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院を経営する事業</p> <p>四（七）（略）</p> <p>（社会福祉を目的とする事業）</p> <p>第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院を経営する事業</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業）</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四（七）（略）</p> <p>（社会福祉を目的とする事業）</p> <p>第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>三・四 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）	（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）
第五条 2（4）（略）	5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することができる著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を當むことによりその生活の改善、認知症（同法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。	5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することができる著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るために支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を當むことによりその生活の改善、認知症（同法第五条の二に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。
（法第二十九条第十四項の政令で定める法律）	6 （略）	6 （略）
一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）	（法第二十九条第十四項の政令で定める法律）	（新設）
第十二条 法第二十九条第十四項の政令で定める法律は、次のとおりとする。		

（大都市等の特例）
第十二条（略）

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第八条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則	附 則
	（法附則第二条に規定する政令で定める日）	（法附則第二条に規定する政令で定める日）
第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成三十六年三月三十日とする。	第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、平成三十一年三月三十日とする。	
	（法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度）	（法附則第二条に規定する政令で定める日）
第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、平成三十五年度とする。	第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、平成三十五年度とする。	（新設）
	（納付額の通知等）	（新設）
第八条の三 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第一項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額（以下この条において「納付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、納付額を通知しなければならない。	第八条の三 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第一項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額（以下この条において「納付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、納付額を通知しなければならない。	
2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、納付額を国庫に納付しなければならない。		
第八条の四 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第三項の規定により支払基金が都道府県に交付すべき額（以下この条において「都道府県交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、都道府県交付額を通知しなければならない。		
2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、都道府県交付額を都道府県に交付しなければな		

らない。

第八条の五 厚生労働大臣は、法附則第九条の二第四項の規定により支払基金が各保険者（国民健康保険につては、市町村。次項において同じ。）に対し交付すべき額（以下この条において「保険者交付額」という。）を定めたときは、支払基金に対し、保険者交付額を通知しなければならない。

2 支払基金は、前項の通知を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、保険者交付額を各保険者に交付しなければならない。

（新設）

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第九条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後のもの

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第一百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十三条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第一百七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第一百七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十二条から第十三条まで及</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第一百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十三条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第一百七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第一百七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十二条から第十三条まで及</p>	

び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。）の指定等、同法第十八条の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十一第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理制度の整備等に係る質問等、同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画（第百七十四条の四十九の二第一項第十九号において「市町村障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十第一項及び第十二項の規定による意見等、同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画（第百七十四条の四十九の二第一項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質

び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。）の登録等、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理制度の整備等に係る質問等、同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、同法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画（第百七十四条の四十九の二第一項第十九号において「市町村障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十第一項及び第十二項の規定による意見等、同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画（第百七十四条の四十九の二第一項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」という。）に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質

問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等、同法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに同令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人（同法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第三十四号において同じ。）の指定等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2
2
（略）

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各

等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等、同法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに同令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人（同法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法人をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第三十四号において同じ。）の指定等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法、児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2
2
（略）

7 第一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と、「技術並びに各

市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号」から今までに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、同法第十一条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の一と、同法第二十一条の五の二十七第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条第五項（同法第二十四条の九第二項）

市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と、「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号」から今までに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と、同法第十二条第二項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号」とあるのは「前条第一項第二号」と、同法第十一条第七項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができることができる」とあるのは「行う」と、同法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の二十六第二項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項（これららの規定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十七第五項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第十四条の九第一項（同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条第五項（同法第二十四条の九第二項）

の十九の二において準用する場合を含む。) 中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは「の区域以外の区域」と、同法第二十四条の九第一項(同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。) 中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第二項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」と、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者(都道府県を除く。)」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十二条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」と、同法第五十五条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものと除く。)」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかるわらず、市町村長を経由し

六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」と、同法第三十条第一項中「以内」に、市町村長を経て」とあるのは「以内」にと、同条第二項中「以内に、市町村長を経て」とあるのは「以内に」と、同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十四条の四中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十二条第二項第一号」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、第六十一条第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同法第五十一条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは「費用」と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは「にかかわらず」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

とあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」とあるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。

8 (略)

(介護保険に関する事務)

第一百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに同法第五条及び第六条の八において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第二項、第十五条第三項及び第三十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第一百七条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第一百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第十一項、第七十

8 (略)

(介護保険に関する事務)

第一百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第八十九条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第一百十

五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

六条の二第五項、第七十七条第二項、第九十一条の二第五項、第九十二条第二項、第一百条第三項、第一百三条第五項、第一百四十四条の二第三項、第一百十四条の五第五項、第一百四十六条第二項、第一百十五条の八第五項、第一百十五条の九第二項及び第一百十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第四項及び第五項中「第一百十八条第二項第一号」とあるのは「第一百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同条第十項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村」とあるのは「当該指定都市」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならぬ。この場合において、指定都市の市長は、許可

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行つて、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならぬ。この場合において、指定都市の市長は、許可

をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第百四条の二及び第百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

に、これを」と、同法第百十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は障害者総合支援法」とあるのは「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

(障害者の自立支援に関する事務)

第百七十四条の三十二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付にして」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この

(障害者の自立支援に関する事務)

第百七十四条の三十二 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付にして」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この

条において同じ。）に関して」と、同条第二項中「、自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の三第二項及び第五十二条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは關係市町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは關係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三十三第五項中「、都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当施設（以下この条において「公費負担医事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医

条において同じ。）に関する」と、同条第二項中「、自立支援給付対象サービス等」とあるのは「、当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十一条の三第二項及び第五十二条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の四第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは關係市町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは關係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「市長」と、「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当施設（以下この条において「公費負担医事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医

係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同法第四項中「、都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三十三第五項中「、都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において「自立支援医療機関が第五十八条第五項」とある場合は「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、第五十九条第二項及び第四項中「公費負担医療機関」と、第六十条第一項中「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」であるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いざれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いざれも都道府県を除く。）」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いざれも都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害

「療機関」という。)」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費(以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。)」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条规定」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」とあるのは「障害福祉サービス事業(都道府県が行うものを除く。次項において同じ。)」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム(いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業(都道府県が行うものを除く。次項において同じ。)」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「設置者」とあるのは「設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設(都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市の市長を除く。)」と読み替えるものとする。

者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

4 (略)

(医療に関する事務)

第一百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第十五条第三項及び第十八条の規定による届出の受理等、同法第七条の二第三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがある府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）

4 (略)

(医療に関する事務)

第一百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第十五条第三項及び第十八条の規定による届出の受理等、同法第七条の二第三項から第七項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第六項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがある府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）

（）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 （略）

（介護保険に関する事務）

第百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節まで並びに同法第百五条及び第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項及び第三十条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（介護保険法第七十条第六項、第八十六条第三項、第九十四条第六項及び第一百七条第六項の規定による関係市町村長に対する意見の求め等、同法第七十条第七項及び第八項並びに第一百十五条の二第四項及び第五項の規定による関係市町村長に対する通知等並びに同法第七十五条の二、第八十二条の二、第八十九条の二、第一百四条及び第一百十五条の六の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとにを行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第四項及び第五項中「第一百八条第二項第一号」とあるのは「第一百十七条第二項第一号」と、「都道府県介護保険事業支援

に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2・3 （略）

（介護保険に関する事務）

第百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第七十五条の二第一項、第八十二条の二第一項、第九十九条の二第一項及び第一百十五条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとにを行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所

「第六項又は前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百七十九項中「計画」とあるのは「市町村介護保険事業計画」と、同条第九項中「市町村介護保険事業計画」との調整を図る見地から」に規定する市町村介護保険事業計画との調整を行ふものとし、当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。」に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ」とあるのは「当該中核市」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス」との号及び次項において同じ。）」とあるのは「居宅サービス」と同法第七十二条の二第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型居宅サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は」であるのは「を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型居宅サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたときは」とあるのは「又は休止の

在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、「必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ」とあるのは「、当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない」と、この場合において、中核市の市長は「許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第一百四条の二及び第一百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第一百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第一百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サー

「指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の二第六項中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第一百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」と、同法第百十五条の二の二第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は」とあるのは「を廃止し、又は休止しようとするとときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第一百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型介護予防サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたときは」とあるのは「又は休止の届出があつたときも」と、同法第百十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第百十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは「もの（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」とあるのは「を廃止し」と、「ならない。この場合において、当該届出があつたときは」とあるのは「ならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第一百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなし。共生型地域密着型介護予防サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止

止の届出があつたときも」と、同法第百十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定に」とあるのは「指定又は許可に」と、同法第百十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者は「介護サービス事業者」と、「指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地城密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消し」と、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をした」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十二 (略)

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第四十一条の二第四項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二号若しくは第三号の届出があつたとき、又は介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）について同法第七十

3 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十二 (略)

2 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第二項中「医療機関（）とあるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る

八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止」と、同条第五項中「介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」とあるのは「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第二項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）を」と、同法第七十三条第一項に規定する精神通院医療を除く。」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行なう基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。以下この条において同じ。」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いざれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いざれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とある

るものを除く。」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）を」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行なう基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るもの）を除く。以下この条において同じ。」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム（いざれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは「設置者（いざれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とある

いて同じ。)」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは、「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは、「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。)」と、「福祉ホーム」とあるのは、「福祉ホーム（いざれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「設置者」とあるのは、「設置者（いざれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは、「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。)」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは、「福祉ホームの設置者（いざれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、「市町村長」とあるのは、「市町村長（中核市を除く。)」とする。

3

(略)

のは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。)」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いざれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。)」とする。

3

(略)

○ 据助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第十条関係）【平成三十年四月一日施
行】

改 正 案	現 行
（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十八号から第百八十二号までにあっては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものとの経費の支出によるもの）とする。 一〇二十六 （略）	（補助金等とする給付金の指定） 第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十八号から第百八十二号までにあっては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものとの経費の支出によるもの）とする。 一〇二十六 （略）
二十七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条 第一項、第二百二十二条の二及び第二百二十二条の三の規定による交付金 二十八〇百八十二 （略）	二十七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百二十二条 第一項及び第二百二十二条の二の規定による交付金 二十八〇百八十二 （略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案
--	-------------

附 則	（病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例）
--------	-----------------------------

第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、組合（被用者保険等保険者である組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十九条	第七十六条第二項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法律第七十六条第二項
の八		

2 平成三十六年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第二項」とあるのは、「附則第九条第二項」とする。

現 行	（病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例）
--------	-----------------------------

第一条の三 平成三十年三月三十一日までの間、組合（被用者保険等保険者である組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十九条	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法律第七十六条第一項
の八		

2 平成三十年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第一項」とあるのは「附則第九条第二項」と、同項下欄中「法律第七十六条第一項」とあるのは「法附則第九条第二項」とする。

（病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課基準の特例）

第五条 平成三十六年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険者）

（病床転換支援金等を納付する市町村の保険料賦課基準の特例）

第五条 平成三十年三月三十一日までの間、市町村（退職被保険者）

者等所屬市町村を除く。)について、第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

等所属市町村を除く。)について、第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		第二十九条の七第		第七十六条第一項		附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条第一項	
号口	号イ	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	六条第一項
による調整交付金（	支援金及び 負担金（後期高齢者	における	金等	及び後期高齢者支援 金等	第七十六条第一項	後期高齢者支援金等 の	後期高齢者支援金等及び高 齢者医療確保法の規定によ る病床転換支援金等（以下 「病床転換支援金等」とい う。）並びに
による調整交付金（後期高 齢者医療費支 出金）	支援金及び 負担金（後期高齢者	た	の規定により読み替えられ た	、後期高齢者支援金等及び 病床転換支援金等	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 六条第一項	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び高 齢者医療確保法の規定によ る病床転換支援金等（以下 「病床転換支援金等」とい う。）並びに
による調整交付金（	以下「病床転換支援金」と いう。）並びに	の規定により読み替えられ た	の規定により読み替えられ た	、後期高齢者支援金等及び 病床転換支援金等	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 六条第一項	後期高齢者支援金等の	後期高齢者支援金等及び高 齢者医療確保法の規定によ る病床転換支援金等（以下 「病床転換支援金等」とい う。）並びに

号イ(2)	第二十九条	第二項第一	二項第一	第一条の七第	号口(2)	号口(1)	三項第一	条の七第	号イ	第二十九条	二項第一	号口(1)	三項第一	条の七第	号イ	第二十九条	二項第一	号口(2)	五項
後期高齢者支援金等	第七十五条	第七十九条	第二項第一	第一条の七第	及び	後期高齢者支援金等	第七十六条第一項	第七十五一条	及び	後期高齢者支援金等	第七十九条	第二項第一	号口(1)	三項第一	条の七第	号イ	第二十九条	二項第一	号口(1)
後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十	五条	第一条の七第	第一条の七第	後期高齢者支援金等並びに	後期高齢者支援金等	第六条第一項	第五条	り読み替えられた法第七十	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	第六条第一項	第五条	り読み替えられた法第七十	第七十五条	第七十六条第一項	第七十九条	第二項第一	号口(1)	
後期高齢者支援金等及び病	第七十六条第一項	六条第一項	第一条の七第	第一条の七第	り読み替えられた法第七十	り読み替えられた法第七十	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十	第七十五条	り読み替えられた法第七十	後期高齢者支援金等	第七十六条第一項	六条第一項	五条	り読み替えられた法第七十	第七十五条	第七十九条	第二項第一	号口(1)	

四項	第一条の七第	第二十九条	二項第一	三項第一	号口	三項第一	条の七第	第二十九条	号イ	三項第一	条の七第	第二十九条	二項第一	三項第一	条の七第	第二十九条	二項第一	号口(1)	五項
後期高齢者支援金及び	都道府県調整交付金	第七十五条	第七十九条	第二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	二項第一	五項
高齢者支援金及び病床転換支	都道府県調整交付金（後期	五条	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项	五项

号	第二十九条の七第一項	号	第七十五条の七第一項	第七十六条第一項	第二十九条の七第一項	第二十九条
の	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	村について、前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
一項	第二十九条の七第一項	一項	第七十五条の七第一項	第五条の七第一項	六条第一項	2
二項	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	二項	後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」といいう。）並びに	五条の七第一項	五条の七第一項	平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、前条第一項の規定により読み替えられた第二十九条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
三項	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	三項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	五条の七第一項	五条の七第一項	

第二十九条	第一号イ	七第三項	十九条の 第一号イ	れた第二 九条の 第一号イ	み替えら れられた第 二十九条の 第一号イ	により読 むことによ る前条第一 項の規定	前条第一 項の規定	七第三項	十九条の 第一号イ	み替えら れられた第 二十九条の 第一号イ	により讀 むことによ る前条第一 項の規定	(3) 第一 号口	七第二項	十九条の 第一号イ	み替えら れられた第 二十九条の 第一号イ	により讀 むことによ る前条第一 項の規定	前条第一 項の規定	二項第一 号口(2)	二項第一 条の七第 二十九条
第七十五条																		及び	第七十五条
																		後期高齢者支援金等	附則第二十二条の規定による読み替えられた法第七十一条

により読 むことによ る前条第一 項の規定	前条第一 項の規定	第一号口	七第三項	十九条の 第一号イ	み替えら れられた第 二十九条の 第一号イ	により讀 むことによ る前条第一 項の規定	前条第一 項の規定	七第三項	十九条の 第一号イ	み替えら れられた第 二十九条の 第一号イ	により讀 むことによ る前条第一 項の規定	前条第一 項の規定	七第三項	十九条の 第一号イ	み替えら れられた第 二十九条の 第一号イ	により讀 むことによ る前条第一 項の規定	前条第一 項の規定	第七十六条第一項			
																		後期高齢者支援金等	附則第二十二条の規定による読み替えられた法第七十一条		
六条第一項	第七十六条第一項	後期高齢者支援金等	第七十五条	後期高齢者支援金の	における							後期高齢者支援金の	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金及び病床	転換支援金の	転換支援金の	後期高齢者支援金等	六条第一項	七条第一項	り読み替えられた法附則第二十二条の規定による読み替えられた法第七十一条

五項	条の七第 第二十九	号口(1)	四項第一	条の七第 第二十九	第七四項	七十九条の 第九条の 第二	れられた第二 み替えら により読	項の規定	前条第一	号口(1)	三項第一	条の七第
	第七十六条第一項			第七十五条					第七十六条第一項			第七十六条第一項
六条第一項	り読み替えられた法第七十 り読み替えられた法第七十	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十	五条	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十					六条第一項	り読み替えられた法第七十 り読み替えられた法第七十	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十	り読み替えられた法第七十 り読み替えられた法第七十

七第五項	十九条の 第二 れた第二	み替えら により読	項の規定	前条第一	第一号口	七第四項	七十九条の 第二	み替えら により読	項の規定	前条第一	七第四項	十九条の 第二 れた第二	み替えら により読
				第七十六条第一項					第七十五条			における	
六条第一項	り読み替えられた法第七十 り読み替えられた法第七十	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十	五条	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十					六条第一項	り読み替えられた法第七十 り読み替えられた法第七十	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十	の規定により読み替えられ た、	における法附則第二十二条 の規定により読み替えられ た、

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
（療養給付費等交付金の額）	（療養給付費等交付金の額）
<p>第三条 法附則第七条第一項の規定により毎年度支払基金が同項に規定する退職被保険者等所属都道府県（以下この項、次条及び附則第十四条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）に対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）が負担する費用について交付する療養給付費等交付金の額は、各退職被保険者等所属都道府県につき、当該年度における第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第三条 法附則第七条第一項の規定により毎年度支払基金が同項に規定する退職被保険者等所属都道府県（以下この項及び次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）に対し、当該退職被保険者等所属都道府県及び当該退職被保険者等所属都道府県内の退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）が負担する費用について交付する療養給付費等交付金の額は、各退職被保険者等所属都道府県につき、当該年度における第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>2 （略）</p>
（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）	（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）
<p>第十三条 平成三十六年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>	<p>第十三条 平成三十年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p>
（病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等）	（病床転換支援金等を納付する市町村の療養給付費等負担金等）

の
特例)

後期高齢者支援金等	金等 及び後期高齢者支援	第二条第一項第二号	金 及び後期高齢者支援	「後期高齢者支援金等」 （後期高齢者支援金 「後期高齢者支援金」と 「後期高齢者支援金」）	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 一条第一項	「高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金（ 以下「後期高齢者支援金」 といふ。）」 「後期高齢者支援金及び病 床転換支援金」 （後期高齢者支援金及び病 床転換支援金（以下「病床転 換支援金」という。））	「高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金（ 以下「後期高齢者支援金」 といふ。）」 「後期高齢者支援金及び病 床転換支援金（以下「病床転 換支援金」という。）」
後期高齢者支援金等及び病 床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び 高齢者医療確保法の規定に よる病床転換支援金等（以 下「病床転換支援金等」と いふ。）	附則第十四条第一項の規定 により読み替えられた第二 条第一項第二号					
後期高齢者支援金等及び病 床転換支援金等							

十四条 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被
保険者等所属都道府県を除く。）について、第二条、第四条、第
四条の二、第九条から第十二条まで、第十九条及び第二十条の規
定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄
に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

特例)

二 第 一 項	第四 条 第 四 项 的	第四 条 第 一 项	第一 項	第二 条 第 一 项	第七 十 条 第 一 项	附 则 第 二 十二 条 的 规 定 由 以 下 之 中 的 表 の 上 欄 に 掲 げ る 字 句 と す る。
二 項 及 び	金	及 び 後 期 高 齢 者 支 援	及び 後 期 高 齢 者 支 援 金	高 齢 者 支 援 金 （以下 「後 期 高 齢 者 支 援 金 」と い う。）	及 び 高 齢 者 医 療 確 保 法 の 規 定 に よ る 後 期 高 齢 者 支 援 金 （ 「後 期 高 齢 者 支 援 金 」と い う。）	、 高 齢 者 医 療 確 保 法 の 規 定 に よ る 後 期 高 齢 者 支 援 金 （ 「後 期 高 齢 者 支 援 金 」と い う。） 及 び 高 齢 者 医 療 確 保 法 の 規 定 に よ る 病 床 転 換 支 援 金 （第 四 条 第 二 项 及 び 第 四 条 の 二 第 一 项 に お い て 「 病 床 転 換 支 援 金 」と い う。）

号二	二項 第二	第十条第 二項第二	ハ 号口及 び	二項 第二	第十条第 二項第二	号イ	第十条第 二項第一	号	二項 第二	第九条第 二項第二	ホ 号ハ及 び	二項 第二	第九条第 二項第二	号イ	二項 第二	第九条第 二項第二	号イ	二項 第二	第九条第 二項第二	同条第一項	及び		
第七十五条		後期高齢者支援金		後期高齢者支援金		第七十条第一項		後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等		後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金及 び	後期高齢者支援金及 び	り読み替えられた法第七十 条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 条第一項
五条	り読み替えられた法第七十 条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 条第一項	転換支援金	後期高齢者支援金及び病床	転換支援金	後期高齢者支援金及び病床	後期高齢者支援金等	り読み替えられた法第七十 条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 条第一項	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金等	及び	後期高齢者支援金並 びに	後期高齢者支援金並 びに	り読み替えられた法第七十 条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 条第一項

附則第四	附則第九条第一項	附則第二十二条の規定によ	2	平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条及び第四条の規定、第四条の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九条及び第十条の規定、第十一条及び第十九条の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十条の規定並びに附則第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	号亦	第十条第二項第二号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
					第七十一条	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条
					二号イ	二号イ	り読み替えられた法第七十一条	り読み替えられた法第七十一条	り読み替えられた法第七十一条
					二号ニ	二号ニ	五条	五条	五条
					第十九条	第七十五条	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
					第三号	第七十五条	及び後期高齢者支援金等	及び後期高齢者支援金等	及び後期高齢者支援金等
					第二十条	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条
					第六号	第七十五条	り読み替えられた法第七十一条	り読み替えられた法第七十一条	り読み替えられた法第七十一条
					第二十条	同条第三項	法第七十条第三項	法第七十条第三項	法第七十条第三項
					第六号	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十一条

2 平成三十年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第四条の規定により読み替えられた第二条、第四条及び第四条の二の規定並びに附則第三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二号	二第一項	第四条の 二号イ	二号 第二項第 一項	第二項第 二号イ	た第四 条第一項	の規定に より読み 替えられ	附則第四	二号	第一項第 二号	第一項第 二号	の規定に より読み 替えられ	附則第四	第一項 第一項	第一条 第一項	第一条 第一項	の規定に より読み 替えられ	り読み替 えられた法附 則第一項
		第二条第一項第二号				金及び後期高齢者支援	金及び後期高齢者支援	二号	附則第七条第一項第 二号			「後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」	法の規定による後期高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療確保法の規定				り読み替 えられた法附 則第一項
読み替えられた第二条第一 四条第一項の規定により	により読み替えられた附則 第十四条第二項の規定	読み替えられた第二条第一 四条第一項の規定により				床転換支援金、後期高齢者支援金及び病	床転換支援金、後期高齢者支援金及び病	七条第一項第二号	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二号			「病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」	法の規定による後期高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療確保法の規定				り読み替 えられた法附 則第一項

第一条 第一項	附則第三 一項	条第一項 二第二項 一項の規定に より読み 替えられ	附則第四															第一条 第一項
附則第七条第一項第 一項に	附則第七条第一項に	附則第七条第一項の				金及び後期高齢者支援	金及び後期高齢者支援	二号	附則第七条第一項第 二号			「後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）」	法の規定による後期高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療確保法の規定				り読み替 えられた、法附 則第一項	
附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二十二項に	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二十二項に	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二十二項の	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二十二項の			床転換支援金、後期高齢者支援金及び病	床転換支援金、後期高齢者支援金及び病	七条第一項第二号	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二号			「病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）」	法の規定による後期高齲者医療確保法の規定による後期高齲者医療確保法の規定				り読み替 えられた、法附 則第一項	

二号イ	第十二条	第二項第	第二項第	二号二	第十九条	第三号	第六号	第二十条	附則第三	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項	第一条項
金 及び後期高齢者支援	二号	附則第七条第一項第 二号	附則第七条第一項 （法附則第七条第一項に よる読み替えられた法附則第 二号）	項に （法附則第七条第一項の 規定による読み替えられた法附 則第七条第一項に よる読み替えられた法附則第 二号）	附則第七条第一項の 規定による読み替えられた法附 則第七条第一項の 規定による読み替えられた法附 則第七条第一項に よる読み替えられた法附則第 二号	第七十五条	第五条	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第九条第一項	金等	及び後期高齢者支援	、後期高齢者支援金等及び 病床転換支援金等	り読み替えられた法第七十 九条第一項	第七十五条	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	
床転換支援金 、後期高齢者支援金及び病	七条第一項第二号	り読み替えられた法附則第 二号	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二号	（法附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二号）	（法附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法附則第 二号）	七条第一項	五条	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第九条第一項	金等	及び後期高齢者支援	、後期高齢者支援金等及び 病床転換支援金等	り読み替えられた法第七十 九条第一項	第七十五条	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	附則第二十二条の規定によ り読み替えられた法第七十 九条第一項	

同項	附則第七条第一項	法附則第二十二条の規定により読み替えられた同号	同号

(組合に対する補助の特例)

第十五条 平成二十九年度及び平成三十年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(削る)

第十六条 平成三十一年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

号口(2) 第五条第一項第一の合算額	に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する割納付金の額を控除した額の割合を乗じられた第一の合算額	第十六条 平成三十一年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(組合に対する補助の特例)

第十七条 平成三十一年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

第十六条 平成三十一年度において、第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

部分	(1) 被用者保険	(2) 被用者保険
等保険者でも る組合以外の 組合	一かこ	給付費割合を 控除した割合
等保険者でさ る組合	一かこ	等保険者でさ る組合
式により算定 した割合を控 除した割合	一かこ	付録第一の 組合特定被保 険者に係る後期 用の額として厚 生労働省令で定 めることによ り算定した額に 係る部分
ハ 組合特定被保 険者に係る介護 納付金の納付に 要する費用の額 として厚生労働 省令で定める上 記の額を算定す る場合	一かこ	付録第一の 組合特定被保 険者に係る後期 用の額として厚 生労働省令で定 めることによ り算定した額に 係る部分

口
り算定した割合を控除した割合
組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めることにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
(1) 被用者保険等保険者である組合
(2) 被用者保険等保険者である組合
組合四分の三
第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算

二	加入者割納付金の額を控除した額の割合
	組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部
(1)	被用者保険等保険者である組合以外の組合イ(1)に定める割合
(2)	被用者保険等保険者である組合イ(2)に定める割合
ホ	に定める割合
(1) 割合	次(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
(1) 割合	被用者保険等保険者である組合以外の組合
組合	表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人
組合	当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同

附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三	(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)
以下同じ。)でないもの	第十七条 平成三十年度において、経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。次条及び附則第十九条において同じ。）を組合員とする組合について、附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
以下同じ。)でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指	（以下同じ。）でないもの並びに附則第十八条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それと同表の下欄に掲げる割合に掲げる割合	四 前三号に掲げる部分以外の部分 当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それと同表の下欄に掲げる割合	表の下欄に掲げる割合
(2) 被用者保険等保険者である組合の零欄に掲げる割合	四 前三号に掲げる部分以外の部分 当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それと同表の下欄に掲げる割合	表の下欄に掲げる割合

附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三	(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)
以下同じ。)でないもの	第十八条 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
以下同じ。)でないもの並びに附則第十八条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指	（以下同じ。）でないもの並びに附則第十九条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指

(2)	第一項第一号口 一項第一号口 一項第一号口 一項第一号口 一項第一号口	り読み替えられた第五条第一項第一号口 り読み替えられた第五条第一項第一号口 り読み替えられた第五条第一項第一号口 り読み替えられた第五条第一項第一号口 り読み替えられた第五条第一項第一号口	条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号口 条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号口 条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号口 条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号口 条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号口	定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号口に規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十八条	平成三十一年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	附則第十 六条の規定 読み替え られた附 則第十三 条の規定 により読	以下同じ。 いもの 以下同じ。 でな いもの 以下同じ。 でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）	

(略)		(2) 条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号口
(略)	(略)	定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないものをいう。以下同じ。）
(略)	(略)	

号	四項第一	第五条第一	二項	第五条第一	(2)	第一号口	第一条第一項	れた第五	み替えら
る事業主の事業 従業員を使用す	時三百人以上の者であつて、常	組合特定被保険者が定める組合の	一厚生労働大臣	組合特定被保険者	組合特定被保険者でないもの	及び)又は小規模事業所等常勤経過的組合員(同号口に規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)でないもの及び経過的世帯員(経過的組合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的組合員でないもののをいう。以下同じ。)
て「指定組合」という。	イ厚生労働大臣が定める組合(以下この号において	係る部分零	一に掲げる者に係る給付額に 的世帯員を除く。)及び口	勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。)	組合特定被保険者(経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。)	並びに			

(新設)

号	五項第一	第五条第一項第二号	第五条第四項第二号	五条第四	五条第三	読み替えられた第	定により	三条の規則第十	附則第十	
陰者	指定組合特定被保		指定組合特定被保	指定組合特定被保	指定組合特定被保	指定組合特定被保	指定組合特定被保	指定組合特定被保	指定組合特定被保	おいて「指定組合特定被保に係る部分零」及び次項第一号に
模事業所等常勤経過的組合員	指定組合特定被保の世帯員を除く。」及び小規	陰者を除く。」	的世帯員（指定組合特定被保	被保険者を除く。」及び経過	経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。」及び経過	陰者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（口、	おいて「指定組合特定被保の世帯に属する者（口、	次号及び次項第一号において「指定組合特定被保陰者」という。）	ロ 指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）	受けた同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（口、

(調整交付金の特例)

第二十条 (略)

第十九条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第十九条第二項に規定する特例調整交付金(第六項において単に「特例調整交付金」という。)」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2 前項の特例調整交付金は、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、都道府県に対し、交付する。

(財政安定化基金の特例)

第二十一条 (略)

第二十条 都道府県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、財政安定化基金を、特例事業(当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。)に必要な費用に充てることができるものとする。

2 都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における特例事業に係る財政安定化基金の残高の額
 - 二 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額
- イ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法

(調整交付金の特例)

第二十条 (略)

(財政安定化基金の特例)

第二十一条 (略)

第二十条 都道府県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、財政安定化基金を、特例事業(当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。)に必要な費用に充てることができるものとする。

2 都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における特例事業に係る財政安定化基金の残高の額
 - 二 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額
- イ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法

等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第三項の規定により当該都道府県に交付される補助金のうち、特例事業に要する費用に充てるものとして交付される額

口 当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（第二十一条及び第二十二条第三項の規定による繰入金の額を除く。）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第十三条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第一条、第二条の四関係）		改 正 案	現 行
一 （略）	（略）	（略）	（略）
四 イ ハ （略）	二 介護保険法（平成九年法 律第百二十三号）第八条第 二十八項に規定する介護老 人保健施設	（略）	（略）
ホ 介護保険法第八条第二十 九項に規定する介護医療院 へ イからホまでに掲げるも ののほか、人が感染し、又 は感染するおそれのある病 原体（以下この項において 「感染性病原体」という。 ）を取り扱う施設であつて 、環境省令で定めるもの	二 介護保険法（平成九年法 律第百二十三号）第八条第 二十八項に規定する介護老 人保健施設	（略）	（略）
四 イ ハ （略）	二 介護保険法（平成九年法 律第百二十三号）第八条第 二十八項に規定する介護老 人保健施設	（略）	（略）
ホ イからニまでに掲げるも ののほか、人が感染し、又 は感染するおそれのある病 原体（以下この項において 「感染性病原体」という。 ）を取り扱う施設であつて 、環境省令で定めるもの	（略）	（略）	（略）

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第十四条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後のもの

改 正 案	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（十三）（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（十三）（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム</p>

十五
} 二十三 (略)

十五
} 二十三 (略)

○

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十四条関係）【平成三

十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後のもの

改 正 案	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高压ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第六十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高压ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第六十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に</p>

十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム

十五～二十四（略）

規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム

十五～二十四（略）

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第十四条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

※ 「現行」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による改正後のもの

改 正 案	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する就労継続支援を行なう事業に限る。）の用に供する施設、同条第</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十条に規定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する</p>

地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉

ホーム

十五
二
四

(略)

する福祉ホーム

十五
二
四

(略)

○

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第十五条関係）

【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がべき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（べき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。））同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条において「介護医療院」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。）

三 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十九条に規定

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がべき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（べき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。））同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条において「介護医療院」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）

三 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十九条に規定

する調剤の業務（病院等又は介護医療院において行われるものに限る。）

四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防による介護予防訪問入浴介護に係るもの）を除く。）に限る。）

五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。）

六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。）

七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。）

八 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する業務（病院等又は介護医療院において行われるものに限る。）

（略）

2

する調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）

四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るもの）を除く。）に限る。）

五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）

六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）

七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）

八 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する業務（病院等において行われるものに限る。）

（略）

2

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第十六条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）</p> <p>第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度</p> <p>二（四）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）</p> <p>第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者 每年度</p> <p>二（四）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第十七条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
第二十六条（略）	2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。	医療法第七条の二第七項	医療法第七条の二第八項
3 (略)	人 (略)	同項の政令で定める独立行政法	同項の政令で定める独立行政法

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第十八条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（公共的な施設の範囲）	（公共的な施設の範囲）
第六条 法第二十一条第六号に規定する政令で定める公共的な施設 は、次に掲げるものとする。 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項 に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介 護医療院 二・三 （略）	第六条 法第二十一条第六号に規定する政令で定める公共的な施設 は、次に掲げるものとする。 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項 に規定する介護老人保健施設		

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）（第十九条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）	（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）

第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一（略）

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第二项に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第二十条の七に規定する老人福祉センター若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院、同法第二百十五条の四十五第一項第一号ニ若しくは第二号、第二項第一号から第三号まで若しくは第三項各号に掲げる事業（同条第一項第一号ニに掲げる事業にあっては、同法第五十三条第一項に規定する事業にあっては、同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものと除く。）の用に供する施設若しくは同法第二百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一（略）

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第五条の二第二项に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第二十条の七に規定する老人福祉センター若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同法第二百十五条の四十五第一項第一号ニ若しくは第二号、第二項第一号から第三号まで若しくは第三項各号に掲げる事業（同条第一項第一号ニに掲げる事業にあっては、同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものと除く。）の用に供する施設若しくは同法第二百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター

五（略）

五（略）

○ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）（抄）（第二十条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
附 則	附 則	附 則
2		
(略)		
五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項 に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介 護医療院を開設する医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大 臣が定める者	(略) <p>（年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲） 第十五条 法附則第三十二条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金が行う高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百三十九条第二項に規定する事業で次に掲げる者に係るもの（第五号に掲げる者に係るものにあっては、同号に規定する介護老人保健施設又は介護医療院の整備に係るものに限る。）に対する補助とする。</p> <p>一〇四 (略)</p>	(略) <p>（年金特別会計における特別保健福祉事業の範囲） 第十五条 法附則第三十二条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、社会保険診療報酬支払基金が行う高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百三十九条第二項に規定する事業で次に掲げる者に係るもの（第五号に掲げる者に係るものにあっては、同号に規定する介護老人保健施設の整備に係るものに限る。）に対する補助とする。</p> <p>一〇四 (略)</p>
2		
(略)		
五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項 に規定する介護老人保健施設を開設する医療法人、社会福祉法 人その他厚生労働大臣が定める者		

○ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第三百七十六号）（抄）（第二十一条関係）【平成三十年四月一日施行】

改 正 案	現 行
<p>（介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者等の特例）</p> <p>第二十七条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）に入所をしていた介護保険の被保険者であつて、平成三十六年四月一日前に介護保険法第十三条第一項（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により介護保険法第十三条第一項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているもの又は同条第二項（介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により介護保険法第十三条第二項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き住所地特例対象施設（同条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）に入所等をする場合又は同日に住所地特例対象施設に入所等することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。</p>	<p>（介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者等の特例）</p> <p>第二十七条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）に入所をしていた介護保険の被保険者であつて、平成三十年四月一日前に介護保険法第十三条第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているもの又は同条第二項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き住所地特例対象施設（同条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）に入所等をする場合又は同日に住所地特例対象施設に入所等することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。</p>
<p>第二十八条 介護療養型医療施設に入所をしていた国民健康保険の被保険者であつて、平成三十六年四月一日前に改正法附則第二百七条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百</p>	<p>第二十八条 介護療養型医療施設に入所をしていた国民健康保険の被保険者であつて、平成三十年四月一日前に改正法附則第二百七条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百</p>

百九十二号。第三十条において「新国保法」という。) 第百六十二条の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をする場合又は同日に病院等に入院等をすることにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。

第二十九条 介護療養型医療施設に入所をしていた後期高齢者医療の被保険者であつて、平成三十六年四月一日前に改正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。)第三十一条において「新高齢者医療確保法」という。)第五十五条に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に入院等をする場合又は同日に病院等に入院等をすることにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。

九十二号。第三十条において「新国保法」という。) 第百六十二条の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をする場合又は同日に病院等に入院等をすることにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。

第二十九条 介護療養型医療施設に入所をしていた後期高齢者医療の被保険者であつて、平成三十年四月一日前に改正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。)第三十一条において「新高齢者医療確保法」という。)第五十五条に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に入院等をする場合又は同日に病院等に入院等をすることにより当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例による。

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（看護課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第一百十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・四 （略）</p> <p>五 介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関すること。</p>	<p>（看護課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること（同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護老人保健施設の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第一百十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・四 （略）</p> <p>五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五条の二に規定する認知症に関する施策の企画及び立案並びに調整に関すること。</p>
六〇十三	（略）	（略）